

(PDF 版・2の4)『教会教義学 神論Ⅰ／1 神の認識』「**第五章 神の認識 二十五節 神認識の実現**」「**二 人間の前での神**」

(文責・豊田忠義)

「**第五章 神の認識 二十五節 神認識の実現**」「**二 人間の前での神**」 (55-114 頁)

「**二 人間の前での神**」

「われわれが持つことを許されている神を愛する＜愛＞に対しては、神が〔「われわれのための神」として〕われわれにご自身を提供し給う＜明らかなさ＞と＜確実さ＞〔「啓示」〕が対応している」、「もしもそれが啓示でないならば、どうして和解があるであろうか。信じること、またあの〔「キリストにあっての神としての神を愛することが」〕『許される』を用いることは、神の啓示を受け取ることを意味している」、「まさにわれわれが神の啓示を受け取ることによって、われわれは既に、われわれが神を愛することが許されているということを用いているのである」。「しかし、〔聖書の啓示証言によれば、「裁きなしの和解」がないように、「秘義なしの啓示」もないのであるから、〕われわれが神に対して持たなければならないところの＜恐れ＞に対しては、神が、〔「自己自身である神」として〕われわれに対してご自身を提供し給うところの＜秘義＞が対応している」。「われわれは、ここでも」、区別を包括した単一性において、先ず以て、「**第二の問題**」としての「自己自身である神」としての自己還帰する対自的であって対他的な完全に自由な聖性・秘義性・隠蔽性において存在している「父なる名の＜内＞三位一体的特殊性」・「三位相互＜内在性＞」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神」としての「**神の本質を問う問い**」（「**神の本質の問題**」）を包括した「**第一の問題**」としての「われわれのための神」としての「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」における三度別様な三つの存在の仕方（性質・働き・業・行為・行動、すなわち父、子、聖霊なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事全体）における「**神の存在を問う問い**」（「**神の存在の問題**」）を要求するところの、その「啓示自身」が「啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞を持っている「三位相互内在」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする三位一体の神の、その「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」における第二の存在の仕方（性質・働き・業・行為・行動、すなわち子なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事）である「啓示ないし和解の実在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉であり、「まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である」まことの神にしてまことの人間イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、キリストにあっての神としての「**神は、われわれに対して、ご自身を＜明らかな＞また＜確かなものとし給うた＞方であるという積極的なことでもって始めることにする**」。

そのような訳で、「われわれのための神」に関わる「その啓示の中での〔「自己自身である神」に関わる〕神の秘義に関して語られなければならないすべてのこと」は、キリストにあっての神としての「神が、われわれに啓示されてあり給うということに対して、結局ただ、ちょうど恐れが愛に対して関係しているように関係することができる」ということである〔言い換えれば、キリストにあっての神としての神が、イエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞、すなわち客観的なその「死と復活の出来事」におけるイエス・キリストの「啓示の出来事」（客観的な「存在的なく必然性＞）」とその啓示の出来事の中での主観的側面としての「復活され高举されたイエス・キリストから降下し注がれる霊である」「聖霊の注ぎ」による「信仰の出来事」（主観的な「認識的なく必然性＞）」を前提条件としたところの、徹頭徹尾聖霊と同一ではないが聖霊によって更新された人間の理性性（主観的な「認識的なくラチオ性＞）」とまさに「啓示されてあること」としての客観的な「存在的なくラチオ性＞」——すなわち、三位一体の唯一の啓示の類比としての神の言葉の實在の出来事である、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している「啓示ないし和解の實在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」（換言すれば、「キリスト教に固有な」類と歴史性）の関係と構造（秩序性）に基づいて「われわれに啓示されてあり給うということに対して、結局ただ、ちょうど恐れが愛に対して関係しているように関係することができる」ということである〕。したがって、イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、「自己自身である神」に関わる神の「秘義は、神がご自身をわれわれに提供し給う際の明らかなさと確実さ〔「われわれのための神」に関わる「啓示」〕に伴い、それを規定し限界づける」。したがってまた、区別を包括した単一性において、先ず以て、「第二の問題」である「神の本質の問題」を包括した「第一の問題」である「神の存在の問題」を要求するイエス・キリストにおける神の自己啓示からして、「神がご自身をわれわれに対して認識すべく与え給うということ、しかも明らかに・確実に・完全に・十分に認識すべく与え給うということが、ここで思い出されるべき第一の立ち勝ったことである」。**われわれが**、イエス・キリスト自身を起源とするその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の實在」（「啓示との＜間接的同一性＞〔啓示との区別を包括した同一性〕」において存在している「啓示の＜しるし＞）」としての第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされている「啓示ないし和解の實在」そのものとしての起源的な第一の形態の「神の言葉」〔最初の起源的な支配的なくしるし＞〕に拘束されているならば、われわれは、……その中で神がご自身をわれわれに対して明らかなまた確かなものとし給うた神の現実存在でもってはじめなければならない。言い換えれば、われわれが、区別を包括した単一性において、先ず以て、「第二の問題」である「神の本質の問題」

を包括した「第一の問題」である「神の存在の問題」を要求するイエス・キリストにおける神の自己啓示からして、第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされている起源的な第一の形態の「神の言葉に拘束されているならば」、われわれは、「その中で神がご自身をわれわれに対して明らかにまた確かなものとし給うた神の現実存在」——すなわち、「自己自身である神」としての「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする三位一体の神の、「われわれのための神」としてのその「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」における三度別様の「三つの存在の仕方」（性質・働き・業・行為・行動、すなわち父、子、聖霊なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事全体）、起源的な第一の存在の仕方であるイエス・キリストの父——すなわち啓示者・言葉の語り手・創造主、第二の存在の仕方である子としてのイエス・キリスト自身——すなわち啓示・語り手の言葉（起源的な第一の形態の神の言葉）・和解主、第三の存在の仕方である神的愛に基づく父と子の交わりとしての聖霊——すなわち「啓示されてあること」・「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）・救済主なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事全体でもってはじめなければならない。このことは、「われわれが、神の言葉に拘束されているとみなした」ということを意味しているのではなくて、「われわれは、〔第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされている起源的な第一の形態の〕神の言葉に拘束されてゐる」ということを意味している。『教会教義学 神の言葉』では、第二の形態の神の言葉である「聖書は、先ず第一義的に優位に立つ原理〔・規準・法廷・審判者・支配者・標準〕としての〔起源的な第一の形態の神の言葉である〕イエス・キリストと共に、教会の宣教における原理である、何故ならば「聖書こそが、〔第三の形態の神の言葉である〕教会に宣教〔説教と聖礼典〕を義務づけているからである、したがって「聖書が教会を支配するのであって、教会が聖書を支配してはならないのである」、と述べられている。何故ならば、区別を包括した単一性において、先ず以て、「第二の問題」である「神の本質の問題」を包括した「第一の問題」である「神の存在の問題」を要求するイエス・キリストにおける神の自己啓示からして、その「啓示自身」が、その「啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞を持っているからである、客観的なその「死と復活の出来事」におけるイエス・キリストの「啓示の出来事」（客観的な「存在的なく必然性＞」）とその「啓示の出来事」の中での主観的側面としての「復活され高举されたイエス・キリストから降下し注がれる霊である」「聖霊の注ぎ」による「信仰の出来事」（主観的な「認識的なく必然性＞」）を前提条件としたところの（すなわち、神のその都度の自由な恵みの神的決断による「啓示と信仰の出来事」に基づいたところの）、徹頭徹尾聖霊と同一ではないが聖霊によって更新された人間の理性性（主観的な「認識的なくラチオ性＞」）と客観的な「存在的なくラチオ性＞」——すなわち、三位一体の唯一の啓示の類比としての神の言葉の實在の出来事である、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在

している「啓示ないし和解の實在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）を持っているからである。したがって、「われわれは、もはや〔キリストにあっての神としての〕神なしでは存在できないし、またわれわれは、〔キリストにあっての神としての〕神なしでは自分自身であろうと欲しないし、自分自身を持とうと欲しないのである」、「われわれの現実存在は、神の現実存在と共に立ちもし倒れもする」、「われわれにとって、神の現実存在の光の中では、われわれの現実存在は、神の現実存在と比べて、……比べものにならないほど劣った仕方、明らかなり確実であるに過ぎない」、キリストにあっての神としての「神の現実存在の光の中では、そうなのである！」、キリストにあっての神としての「神が、〔われわれのための神〕として、イエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞に基づいて、）ご自身をわれわれに対して明らかにまた確かなものとし給うたということに基づいて、そうなのである」。

バルトは、『教会教義学 神の言葉』、『福音主義神学入門』、『福音と律法』、『神の恵みの選び』で、次のように述べている——「神に敵対し神に服従しないわれわれ人間は、肉であって、それゆえ神ではなく、そのままでは神に接するための器官や能力を持っていない」、われわれ人間の生来的な自然的な「『自分の理性や力〔感性力、悟性力、意志力、想像力、自然を内面の原理とした禅的修行等々〕によっては』全く信じることができない」、それ故に「人間の人間的存在が〔生来的な自然的な〕われわれの人間的存在である限りは、われわれは一切の人間的存在の終極として、老衰・病院・戦場・墓場・腐敗ないし塵灰以外には、何も眼前に見ないのである」、「しかしそれと同時に、〔生来的な自然的なわれわれの〕人間的存在がイエス・キリストの人間的存在である限りは、われわれがそれと同様に確実に、否、それよりもはるかに確実に、甦りと永遠の生命以外の何ものも眼前にみないということ——これが神の恩寵である」、すなわち「われわれ人間の更新を可能とするのは、今日に至るまで罪人の手に渡され・十字架につけられ・死んで甦られ給うたイエス・キリストにある＜復活の力＞だけである」、それ故にその「死と復活の出来事」におけるイエス・キリストにおける「啓示の出来事の内容」は、「生来人間は、神の恵みに敵対し、神の恵みによって生きようとしなが故に、このことこそ、第一に恵みが解放しなくてはならない人間の危急であった」という点にある、それ故にまた「『私がいま肉にあって生きているのは、私を愛し、私のために御自身をささげられた神の御子＜の＞信じる信仰によって、生きているのである。（これを言葉通り理解すれば、＜私は決して神の子に対する私の信仰に由って生きるのではなく、神の子＜が＞信じ給うことに由って生きるのだということである〔すなわち、徹頭徹尾神の側の真実としてのみある主格的属格として理解された「イエス・キリスト＜が＞信ずる信仰によって生きるのだということである）』（ガラテヤ二・一九以下）。〔したがって、〕（中略）自分が聖徒の交わり

の中に居る……罪の赦しを受けた（中略）肉の甦りと永久の生命を目指しているという事——そのことを彼は信じてはいる〔が〕。しかしそのことは、現実ではない。…部分的にも現実ではない。そのことが現実であるのは、ただ、われわれのために人として生まれ・われわれのために死に・われわれのために甦り給う主イエス・キリストが、彼にとってもその主であり、その避け所でありその城であり、その神であるということにおいてのみである」。

そのような訳で、第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされている起源的な第一の形態の「神の言葉に拘束された神認識〔信仰の認識としての神認識、啓示認識・啓示信仰、人間的主観に実現された神の恵みの出来事〕は、常に〔「われわれのための神」としての〕神の現実存在の認識から由来して来ることができるだけである〔常に、イエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞に基づいた、「われわれのための神」としての神の現実存在の認識から由来して来ることができるだけである〕」。それは、「われわれは、〔その「啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞を、その＜総体的構造＞における三位一体の唯一の啓示の類比としての神の言葉の實在の出来事である、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している「啓示ないし和解の實在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態〕（換言すれば、「キリスト教に固有な」類と歴史性）の関係と構造（秩序性）を持っているイエス・キリストにおける神の自己啓示からして、〕常にその認識を既に＜持っている＞ということ」、それ故に「また、われわれは、そのことに基づいて神を認識するために、＜神ご自身から＞〔神のその都度の自由な恵みの神的決断によるその「啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞に基づいて〕その認識を手にしなければならないということ」——この「二重の意味においてである」。キリストにあっての神としての「神が、〔「われわれのための神」として〕われわれに対して明らかにまた確かなものとし給うということ」は、キリストにあっての神としての「神がいまし、また神が、ご自身を〔イエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞に基づいて〕われわれに対して対象として示し給うということ」、「しかも神が、そのような方として、われわれがすべてにまさって愛することが許されている方として、それ故にまさにすべてにまさって恐れなければならない対象として、われわれによって直観と概念を用いて認識されることができるような仕方〔換言すれば、キリストにあっての神としての「神は、＜気を配り給う＞」ことからして、すなわちイエス・キリストにおける神の自己啓示からしてその「啓示自身」がその「啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞を持っていることからして、「自己自身である神」としての「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在本質とする三位一体の神の、「われわれのための神」としてその「外に向かつて」の外在的な「失

われない差異性」における第二の存在の仕方（性質・働き・業・行為・行動、すなわち子なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事）、「まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である」まことの神にしてまことの人間、「ナザレのイエスという人間の歴史的形態」としての「イエス・キリストの＜名＞」、「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉が「最初の起源的な支配的なくしるし」として、そしてそのイエス・キリスト自身によって直接的に唯一回的特別に召され任命されたその人間性と共に神性を賦与され装備された預言者および信徒たちの「イエス・キリストについての言葉、証言、宣教、説教」、その最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」としての第二の形態の神の言葉である聖書が、「啓示との＜間接的同一性＞」において存在している「啓示の＜くしるし＞」として、それからその聖書を「聖書への絶対的信頼」に基づいて自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とした第三の形態の神の言葉である教会の＜客観的な＞信仰告白および教義（Credo）が、「啓示の＜くしるし＞」の＜くしるし＞として客観的に存在していることからして、われわれによって直観と概念を用いて認識されることができるような仕方です、**ご自身をわれわれに対して対象として示し給うということである**」。したがって、「われわれがこの関係を措定したのでないように、われわれは、この関係を自分で取り除くことはできない……」。このことが、「われわれが、その際、聖書の中で人間に対する神の啓示として証されているところのことを考えている限り、啓示の意味である」。この「啓示が、出来事となって起こったということを承認することが信仰であり、そして出来事となった啓示と共に始まる認識が信仰の認識〔神のその都度の自由な恵みの神的決断による「啓示と信仰の出来事」に基づいた「信仰認識」、啓示認識・啓示信仰〕である」。この「信仰の認識にとって、神の現実存在」は、「その啓示の中での神ご自身の現実存在の明らかさと確かさを通して、またその明らかさと確かさの中で、＜既に＞解決済みの問題である」。

「まさに事情がそうであるが故にこそ、……われわれは今や続けて」、キリストにあっての神としての「神は、〔「自己自身である神」として、〕＜われわれにとって秘義であり続け給う＞方である」と「言わなければならない」。「人は、直ちにまたこの〔「自己自身である神」に関わる「秘義」における〕限界について語ることなしに、あの積極的なこと〔「われわれのための神」に関わる「明らかさと確かさ」、「啓示」〕を語ること」はできない。このことは、「あの積極的なことを否定するためではなく、……ここで認識される方は〔キリストにあっての神としての〕神であり、しかしわれわれは認識する人間であるということから、われわれに与えられている必然的な規定と限界を思い出すためである」、われわれは「聖書の主題であり、同時に哲学の要旨である」神と人間との無限の質的差異を固守するという＜方式＞（『ローマ書』）を堅持しなければならない。このような訳で、「もしもわれわれが、〔キリストにあっての神としての〕神は〔わ

れわれのための神」として、〕ご自身をわれわれに対してその啓示〔愛〕の中で認識すべく与え給うということに基づいて神を認識するならば、われわれは、まさにそのように、〔キリストにあっての神としての〕神を〔「自己自身である神」として、〕その秘義〔恐れ〕の中で認識するのである。

「その秘義の中で」ということで、「われわれは、……ただ」、キリストにあっての神としての「神を、神が〔イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、神のその都度の自由な恵みの神的決断による「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞に基づいて〕ご自身をわれわれに対して認識すべく与え給う仕方に従って認識すること」を「語っている」。したがって、第三の形態の神の言葉である教会の宣教およびその一つの補助的機能（教會的な補助的奉仕）としての教会教義学における思惟と語りが、「キリスト教的語りの正しい内容の認識として祝福され、きよめられたものであるか、それとも怠惰な思弁でしかないかということは、神ご自身の決定事項であって、われわれ人間の決定事項ではないのである」、すなわちそれは、「『主よ、私は信じます。私の不信仰を助けて下さい』というこの人間的態度〔「祈りの態度」〕に対し神が応じて下さる〔「祈りの聞き届け」〕ということに基づいて成立している」。すなわち、「ただそのようにしてだけ、その明らかさと確かさの中で、神を認識するのであって、それ以外」の仕方に従って神を認識するのではない。何故ならば、「われわれが〔キリストにあっての神としての〕神を認識するということは、〔神のその都度の自由な恵みの神的決断による、イエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞に基づいた〕神の業であって、われわれの業ではない」からである、「そしてその中で、われわれが神を認識するところの明らかさと確かさは、神ご自身の明らかさと確かさであって、われわれのものではない」からである。神のその都度の自由な恵みの神的決断によりイエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞に基づいて「言葉を与える主は、同時に信仰を与える主である」。信仰の認識としての神認識、啓示認識・啓示信仰、人間的主体に実現された神の恵みの出来事——「この出来事が実在となる可能性は、〔神のその都度の自由な恵みの神的決断による、イエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞に基づいた〕神的能力である」。それ故に「その中で、このことが起こる事実性は、神の意志と決定の事実性である」、それ故にまた「その中で、このことが起こる秩序は、神の知恵の自由な規定である」。キリストにあっての神としての「神に由来するほかには、ここでは、まさに何も理解することはできない」、ちょうど常に先行する「神の用意」に包摂された後続する「人間の用意」ができていくところの、「人間に対する神の愛と神に対する人間の愛の同一」（『ローマ書』）であり、「永遠の（神との人間の）和解」（徹頭徹尾神の側の真実としてのみある、神の側

からする神の人間との架橋)であり、「神との間の平和」(ローマ五・一)であり、それ故に神の認識可能性である「自己自身である神」としての自己還帰する対自的であって対他的な完全に自由な聖性・秘義性・隠蔽性において存在している「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする「三位一体の神」の、「われわれのための神」としてのその「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」における第二の存在の仕方、「啓示ないし和解の実在」そのものとしての起源的な第一の形態の言葉で、「まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である」まことの神にしてまことの人間イエス・キリストにおいて、「神の用意の中に含まれて、人間にとって、神に向かっての、したがって神認識〔信仰の認識としての神認識、啓示認識・啓示信仰、人間的主観に実現された神の恵みの出来事〕に向かっての人間の用意が存在する」ように、すなわち常に「先行する神の用意」に包摂された「後続する人間の用意」という「人間の局面は、全くただキリスト論的局面だけである」ように。

そのような訳で、われわれが、第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされている起源的な第一の形態の「神の言葉に拘束されているならば、われわれは、われわれの神認識に関して、確かに〔キリストにあっての神としての〕＜神ご自身＞に、しかもただ神＜にだけ＞、榮譽を帰さなければならない」。「まさに、〔神のその都度の自由な恵みの神的決断による、イエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞に基づいた〕信仰の認識の中でこそ、〔キリストにあっての神としての〕神は、われわれにとって秘義であり、秘義であり続けるような仕方、われわれの前に立ち給う」。ここで、「自己自身である神」に関わる「秘義」とは、キリストにあっての神としての「神は、神が〔神のその都度の自由な恵みの神的決断による、イエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞に基づいて〕ご自身を認識すべく与えることによってだけ、認識するところの方であり、またそうあり続けるということ」、「神は、ただ神ご自身の光の中でだけ見られることが可能であり、見られるところの光であり、またそのような光であり続け給うということである」。このような訳で、「自己自身である神」に関わる「秘義」としての「神を恐れる恐れに伴われ、それによって規定され限界づけられている」ところの、「われわれのための神」に関わる「明らかさと確かさ」（「啓示」）としての「神を愛する愛」は、「われわれが、そのことを否定すること、……何らかの逆転について夢想することを、徹頭徹尾不可能にする……」。

「言うまでもなく、神を愛するということ」は、「われわれは、もはや神なしでは自分自身であろうと欲しないし、自分自身を持とうと欲しないということ」、それ故に「われわれは、神ご自身によって規定され働きかけられた神に向かってのわれわれの秩序づけの中でだけ主体であろうと欲するということである〔区別を包括した単一性におい

て、先ず以て、「第二の問題」である「神の本質の問題」を包括した「第一の問題」である「神の存在の問題」を要求するイエス・キリストにおける神の自己啓示からして、その「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞に基づいてだけ主体であろうと欲するということである〕。「神を愛する者は、神が〔「自己自身である神」としての自己還帰する対自的であって対他的な完全に自由な聖性・秘義性・隠蔽性において存在している「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在本質とする三位一体の神の、「われわれのための神」としてのその「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」における第二の存在の仕方、「まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である」まことの神にしてまことの人間イエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞に基づいて、それ故に〕われわれに対してご自身を認識すべく与え給う＜秘義＞の中で神を愛するのである」。

「また言うまでもなく、……〔キリストにあっての神としての〕神を恐れること」は、「われわれが神を愛することを許されているか、あるいはわれわれが神を愛する許しを用いないか、いずれにしても」、「神を愛さない可能性の前で恐れおののくということである〔すなわち、生来的な自然的なわれわれ人間は、誰であれ、日々瞬間瞬間キリストにあっての神としての神から遠ざかり遠ざかり続ける可能性の前で、罪を新たな罪を犯し続ける可能性の前で、キリストにあっての神としての神だけでなくわれわれ人間も、われわれ人間の自主性・自己主張・自己義認の欲求もという可能性の前で、換言すれば自分自身に内在する不信仰・無神性・真実の罪の可能性の前で恐れおののくということである〕」。「まさに、〔キリストにあっての神としての〕神が、〔イエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞に基づいて、〕ご自身をわれわれに対して明らかなまた確かなものとなし給うということ〔「啓示」の中に、われわれは、その〔神を愛することが〕『許されている』を持っている」。「そして、われわれが、その〔神を愛することが〕『許されている』を用いるということ」は、「自己自身である神」としての自己還帰する対自的であって対他的な完全に自由な聖性・秘義性・隠蔽性において存在している「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在本質とする三位一体の神の、「われわれのための神」としてのその「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」における第二の存在の仕方（性質・働き・業・行為・行動、すなわち子なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事）、「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉、「まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である」まことの神にしてまことの人間イエス・キリスト自身を起源とするその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」としての第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされているキリストにあっての神としての「神が、〔先行して〕ご自身をわれわれに対して明らかなまた確か

なものとなし給うたこと〔「啓示」〕によって、われわれが〔後続して〕神を、ご自身をわれわれによって愛させ給う方として愛するということである。「われわれが、愛〔「われわれのための神」に関わる「明らかなまた確かなもの」、「啓示」〕と恐れ〔「自己自身である神」に関わる「秘義」〕の中で、それ故にイエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞に基づいて「服従の中で認識するならば、その時には、まさにそのことでもって」、「われわれが〔キリストにあっての神としての〕神に榮譽を帰するということ」「に対して気が配られている……」。言い換えれば、「われわれが、その〔神を愛することが〕『許されている』を用いるということ」は、キリストにあっての神としての「神は、われわれに対して秘義であり続け給うこと、〔それ故に〕われわれは、明かさと確かさの中での神をまさに＜秘義＞の中で認識するのであって、決してそれ以外の仕方で認識するのではないことを告白することである」。何故ならば、イエス・キリストにおける神の自己啓示は、われわれに対して、区別を包括した単一性において、先ず以て、「第二の問題」である「神の本質を問う問い」（「自己自身である神」としての「神の本質の問題」）を包括した「第一の問題」である「神の存在を問う問い」（「われわれのための神」としての「神の存在の問題」）を要求するからである。「われわれは、神を愛することが許されているが＜故に＞神を恐れなければならないという第一のことと同様に、またこの第二の……神がご自身をわれわれに対してあれほど明らかなまた確かなもの〔「啓示」〕となし給うたが＜故に＞、〔キリストにあっての神としての〕神は、われわれにとって秘義であり続け給うということも明らかなのである」。このような訳で、われわれは、イエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞に基づいて、「恵み」深いキリストにあっての神としての「神を認識しつつ神の恵みを讃美する」というのでないとしたら、その時には、おそらく神の恵みはわれわれに与えられていないであろう。したがって、われわれは、イエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞の基づいた、「われわれの神認識の可能性、事実性、秩序の＜秘義＞に関して、一点一画といえども譲ることはできないのである」。